

◎過失による粗雑工事及び不正な行為を行った下記業者について、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：鹿島道路株式会社
業者の住所：東京都文京区後楽1-7-27
2. 指名停止措置期間：令和7年4月11日～令和7年8月10日
(4ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
別紙のとおり
5. 指名停止措置理由
有資格業者である当該業者が受注した工事について、過失による粗雑工事を行ったこと及びアスファルト合材の納入について、社内で契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票を認識しながら出荷するという不適切な体制となっており、業務に関し不正不誠実であったことは、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第1第2号及び別表第2第15号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

<措置要領別表第1>

措置要件	期間
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>

<措置要領別表第2>

措置要件	期間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内</p>

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331

総務部契約課長 本松 泰典（内線 2511）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）

企画部技術管理課長 後川 英樹（内線 3311）
（技術管理課直通：Tel 092-476-3546）

港湾空港関係
総務部契約管理官 久永 陽一（内線 290）
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）

＜事実概要＞

鹿島道路株式会社（以下「当該業者」という。）は、佐賀国道事務所外1事務所発注の「佐賀3号原地区外改築工事」外2件において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、佐賀国道事務所外1事務所と当該業者の契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」して工事を行っていたことが判明した。

当該業者の合材製造所長等は、同社が製造するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。

また、北九州国道事務所外2事務所発注の「令和5年度北九州国道事務所管内舗装修繕工事」外13件において、当該業者はアスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していた。

これらの工事においては、北九州国道事務所外2事務所と当該工事の受注者の契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも当該業者に対し「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていた。しかし、国土交通省が実施した調査の結果において、当該業者は、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者の合材製造所長等は、同社が出荷するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。